

「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称)（中間案）」に対する意見募集の結果

対応区分

- ①反映する(4件)：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済(3件)：意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする(9件)：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映または参考にさせていただくことが難しいもの(2件)。
(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
- ⑤その他(①から④に該当しないもの。)(1件)

| 番号 | 項目 | 中間案 該当頁 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する県の考え方 |
|----|-------------------------------|------------|---|------|---|
| 1 | 第1章 計画策定の基本的な考え方 | 1 | 計画策定の趣旨に記載されている「一方で、のめり込む」のは、自分自身で意識の無いうちであり、ギャンブル依存症の無意識に罹患する恐ろしさを県民に知らせることが重要である。 | ② | 重点課題1の現状等において、ギャンブル等依存症は「本人が病気であるという認識を持ちにくいこと」を記載しており、予防教育や普及啓発に取り組んでいきます。 |
| 2 | 第1章 計画策定の基本的な考え方 | 1 | 以下の文言およびSDGsのアイコンの追記が必要だと考える。 「平成27年（2015）年9月に国連本部で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標が掲げられており、SDGsの17の目標には「すべての人に健康と福祉を」等が含まれ、その理念は本計画とも共通するため、県としてこの趣旨もふまえてギャンブル依存症対策に取り組んでいきます。」 | ③ | 本県の計画策定の趣旨は、国の計画策定の趣旨もふまえていますが、国の計画にはSDGsの記載がないため、現状のままとします。 |
| 3 | 第1章 計画策定の基本的な考え方 | 1 | 本計画は、「県の実状に即した」と述べていながら冒頭を「競馬などの公営競技」としている。愛知県競馬組合の場外投票券売り場があるだけの競馬を筆頭とするのではなくて「競輪や競艇などの公営競技」としたほうが、三重県の実状に即したものとなるのではないか。 | ④ | ご意見の文言については、「ギャンブル等依存症対策基本法」成立の背景として、本県だけでなく国の状況をふまえて記載しています。 |
| 4 | 第1章 計画策定の基本的な考え方 | 2 | ギャンブル等依存症の定義の箇所について、法的定義、医学的定義、法的定義と医学的定義の関係についての説明文を追加したほうがよい。 | ③ | 本計画における「ギャンブル等依存症」の定義については、ギャンブル等依存症対策基本法第2条において定められている定義と同様としています。 |
| 5 | 第1章 計画策定の基本的な考え方 | 2 | 本計画においては、ギャンブル等への依存への対策を中心に取り組みが記されているが、そこには「ゲーム・インターネット等」についての記述はなく、ゲームやインターネットについて唐突に定義の箇所にだけ記述されており、全体の趣旨から外れている。 また、「ゲーム依存症」に関しては、日本国内のみならず世界的にも科学的な根拠の乏しさが指摘されている。さらに「インターネット」への依存については、ICD-11を含め根拠がさらに乏しい。 なお、ICDは「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」の略であり、ICDに分類されることがすなわち疾病という訳ではないことは付記しておく。 従って「ゲーム・インターネット等」の文言は削除すべきである。 | ① | ご意見をふまえ、「ゲーム・インターネット等」を削除しました。 |
| 6 | 第2章 ギャンブル等 依存症に関する本県の現状 | 3 | 名古屋市と桑名市が、賭博を含めたIRの検討を三重県に求めていることについての記載が一切無いが、三重県の実状に即していると言えるものなのか。 | ③ | 現時点においては、本県ではIR誘致に関する具体的な検討を行っていないことから、現状のままとします。 |
| 7 | 第2章 ギャンブル等 依存症に関する本県の現状 | 8 | 以下の図表を追加したほうがよい。 ・県内の多重債務に係る相談件数 ・県内生活困窮相談件数 | ① | ご意見をふまえ、県内の多重債務に係る相談件数及び生活困窮相談件数について、表を追記しました。 |
| 8 | 第2章 ギャンブル等 依存症に関する本県の現状 | 9 | 自殺者数について、実数の微減を以て「減少傾向にあり」とだけ述べると、改善か悪化かがわからない。10万人あたりの数字を記載たほうがよい。 | ③ | 人口10万人あたりの数字においても、実人員と同じ増減の傾向がみられており、現状の実人員の表記とします。 |

| 番号 | 項目 | 中間案 該当頁 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する県の考え方 |
|----|-------------------------------|------------|---|------|---|
| 9 | 第2章 ギャンブル等 依存症に関する本県の現状 | 10 | 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関について、なぜ北勢医療圏域で選定していないのか。 | ③ | 北勢医療圏の医療機関からの申請がなかったため選定できませんでしたが、治療体制を充実するため、引き続き、地域の専門医療機関の整備を図っていきます。 |
| 10 | 第3章 基本理念と基本方針 | 10 | 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）の責務を記載したほうがよい。 | ③ | 県、市町、県民の役割について、第5章に記載しています。また、各機関の責務については「ギャンブル等依存症対策基本法」に定められており、参考資料として掲載しました。 |
| 11 | 第4章 重点課題及び取組の具体的な内容 | 13 | 1の【現状等】において、「現在、ギャンブル等依存症について、実際に指導を行う教員の理解が十分でなく学校において指導する上で参考になる資料も整備されていない。」と追記したほうがよい。 | ② | ご意見の内容も含めて「学校教育においては、これまでギャンブル等依存症の直接的な指導がなされていませんでした」と記載しています。 |
| 12 | 第4章 重点課題及び取組の具体的な内容 | 13~14 | 関係事業者に必要な環境づくりの中には、保護責任者遺棄致死罪を防止する環境づくりや「育児支援の取組の中に、ギャンブル等遊戯に起因する保護責任者遺棄致死罪を防止する視点をありとあらゆる場面で取り入れることを記載してはどうか。 | ③ | 今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 13 | 第4章 重点課題及び取組の具体的な内容 | 14 | 風営法では、深夜0時～翌朝6時までは営業できないが、三重県内のパチンコ店だけが、「12月31日の朝9時～1月1日の深夜25時までの、最大40時間の延長営業が可能」としてオールナイト営業が1985年から特別に認められ実施されている。ギャンブル依存症予防対策の観点から再検討をお願い致したい。 | ⑤ | 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行条例に定められていることであり、ご意見は関係者に伝えさせていただきます。 |
| 14 | 第4章 重点課題及び取組の具体的な内容 | 14~15 | 三重県遊技業協同組合による「こども車内放置防止活動」は、公営においても必要不可欠な取組であるから、三重県が県内市町に呼びかけ全県運動にすることを望む。 | ③ | 今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 15 | 第4章 重点課題及び取組の具体的な内容 | 15 | 数年前から規制緩和され、競馬、競輪、競艇等の馬券、車券をインターネット決済にて販売できるシステムとなっているが、時間や場所を選ばずいつでもアクセスでき購入できるシステムに危機感を感じている。国の規制緩和だったと思うが、特に若年者層にギャンブル依存症の発症率を上げてしまいかねないので、いち早く何らかの対応をご検討いただきたい。 | ③ | 全国的に取り組む課題と考えますので、様々な機会を捉えて、ご意見を国等へ伝えさせていただきます。 |
| 16 | 第4章 重点課題及び取組の具体的な内容 | 15~16 | 本人申告または家族申告による取組は制度上の取り組みで、実務上は取り組まれていないという理解でよいか。 | ④ | 本人または家族の申告に基づくものであり、現在の取組の状況について記載したものです。 |
| 17 | 第4章 重点課題及び取組の具体的な内容 | 16 | 【三重県遊技業協同組合における取組】（ぱちんこ・スロット）の「店内のATMの撤去及び運営停止」について、削除またはATM及び撤去の後に「等」を追加し、字句を訂正して頂く事が適切であると考える。 1)三重県遊技業協同組合における取組として記述されているが、平成31年3月6日に開催された関係者会議において、全日遊連の阿部理事長は『事業者団体が撤去を強制すると独禁法に触れる可能性もある』と発言されており、記述すること自体が適切でないと思われる。 また、平成31年4月19日付警察庁生活安全局保安課長発行の通達に以下の記述がある。『基本計画に基づくぱちんこ業界の自主的な取組については、法令に基づき求められているものではないことに留意すること。特に、ATM及びデビットカードシステムについては、その設置が民間事業者間の契約関係に基づき行われているという現状に留意すること。』 2)平成31年4月19日に閣議決定された『ギャンブル等依存症対策推進基本計画』の44ページには『ぱちんこ営業所のATM等の撤去等』と記されており、撤去の後に『等』が記述されている。 | ① | ATM等の設置が民間事業者間の契約関係に基づき行われているという現状をふまえ、記載を削除しました。 |
| 18 | 第4章 重点課題及び取組の具体的な内容 | 17~18 | 女性相談所の箇所に「DVなどの相談に関連して」は不要である。また、女性の家族や交際相手ではなく、女性本人がギャンブル依存症によって売春・妊娠・中絶・不本意出産・虐待を行う可能性を行政機関や支援機関が想定しきれてはいないため、本計画の本文中に記載してはどうか。 | ② | 女性相談所の主な相談を示すため「DVなどの相談に関連して」は必要です。 また、女性のギャンブル等依存症に関連した問題についても含んでいます。 |
| 19 | 第4章 重点課題及び取組の具体的な内容 | 21 | 3 ギャンブル等依存症当事者、家族からの相談に応じる体制の充実について、分かりやすく項目ごとにまとめてもらっているが、相談や治療に対応できる関係機関のリストがあるとより分かりやすい。 | ① | ご意見をふまえ、依存症治療機関や依存症専門医療機関、相談拠点については【参考資料】として掲載しました。 またその他の関係機関については、こころのケアガイドブックに掲載し、更新していきます。 |